

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会
第 733 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 733 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 8 年 8 月 20 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 8 年 8 月 20 日（木） 午後 3 時 30 分～午後 3 時 55 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	10 番	久野	一弘
副会長	9 番	久野	恵子
委 員	2 番	鈴置	秀夫
	3 番	深谷	悦子
	4 番	本田	貴士
	5 番	服部	啓子
	7 番	小島	春男
	8 番	加古	正弘

（農地利用最適化推進委員）

委 員	12 番	相木	好永
	13 番	早川	乃夫代
	14 番	鈴木	千代子
	15 番	浅田	昭茂

- ・欠席委員 農業委員 1 番 花井信彰委員、6 番 大威千里委員
農地利用最適化推進委員 11 番 加古多美子委員

- ・農業委員会事務局

事務局長	深谷	一紀
事務局主査	花田	佳明（会議書記）
事務局主査	小林	彰子（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 733 回）

令和 8 年 8 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	農地改良届について	
5	報告 4	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について	
6	報告 5	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
7	報告 6	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
10	議案 3	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	
11	議案 4	大府市青年等就農計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について（青年等就農計画）	

事務局長 ただいまから第 733 回大府市農業委員会総会を執り行いたいと思います。
大府市農業委員会会議規則の規定に基づき、久野会長に議長をお願いいたします。

議 長 ただいまから第 733 回大府市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。
本総会の会期につきましては、本日 1 日といたします。

それでは議事に入ります。

始めに、日程第 1 会議書記の指名について、本日の会議書記には、農業委員会事務局の花田佳明氏と小林彰子氏を指名します。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 次に、日程第 2、報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出についてから、日程第 7、報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてまでを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局長の深谷です。先に本日の総会の定足数についてご報告します。農業委員におかれましては、1 番花井信彰委員、6 番大威千里委員から事前に欠席のご連絡をいただいております。本日、農業委員会の在任委員 10 名中 8 名のご出席いただいております、過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、本総会が開会できることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員におかれましては、11 番加古多美子委員から事前に欠席のご連絡をいただいておりますので 4 名の推進委員にご出席をいただいております。

本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。報告は以上です。

それでは、日程第 2、報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出についてから、日程第 7、報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてまでをご説明いたします。

議案書 1 ページをご覧ください。始めに報告第 1 号農地法第 4 条の規定による届出についてご説明いたします。

4 件の届出がありました。各申請の所在、地番、地目、面積、申請人は記載のとおりです。表右から 2 列目にある転用用途をご覧ください。申請番号 1 番と 2 番は駐車場として利用をするため、転用の届出が提出されました。次に、申請番号 3 番は住宅の敷地への、申請番号 4 番は農業用の倉庫への転用です。

この届出につきましては、届出者へ農業委員会が受理したことを証明する受理通知書をもって、届出者が土地の売買や工事などを行うことができますこととなります。

なお、報告第 1 号の届出につきましては、事務局が受理して内容確認の上、事務局長専決により申請者へ受理通知書を既に送付済です。

次に、議案書 3 ページをご覧ください。報告第 2 号農地法第 5 条の規定による届出についてご説明いたします。

議案書 3 ページから 6 ページに記載の 10 件の届出を受理いたしました。

表の左から 2 列目の権利と、右から 3 列目譲渡人と譲受人、右から 2 列目の転用用途を参考に説明いたします。

始めに、申請番号 1 番をご覧ください。まず、左から 2 列目の権利の内容は、所有権移転で、右から 2 列目の転用用途は共同住宅になっています。これは、右から 3 列目の渡人から受人への所有権移転によって、受人が転用用途に記載の共同住宅を建設することを示しています。

次に申請番号 2 番以降について説明いたします。申請番号 2 番は、渡人から受人による所有権移転によって宅地に転用するものです。

次に、申請番号 3 番から 6 番と 6 ページの 9 番は所有権移転、また 10 番は使用貸借によって住宅に転用をするものです。

ここで、転用用途の住宅と宅地の違いについてご説明いたします。住宅は受人が住宅・家を建てることを目的としているものです。一方、宅地は、家を建てる前の更地の土地に造成をするもので、一般的には更地の状態で次の売買が行われることが目的となります。

最後に、5 ページの申請番号 7 番、8 番をご覧ください。2 件は所有権移転によって駐車場を整備するものとなっております。

以上、報告第 2 号の届出につきましては、事務局が受理して内容確認の上、事務局長専決により届出者へ受理通知書を既に送付済です。

次に、議案書 7 ページをご覧ください。報告第 3 号農地改良届出についてをご説明いたします。

農地改良とは、農地の埋立て、盛り土、嵩上げなど行うもので、農地改良を行う場合に事前に届け出るものです。

2 件の届出があり、事務局にて受理をいたしました。2 件は隣接する農地で、現在、荒廃状態の農地で、草刈りと木の除去を行い、盛り土を行うものです。整地後はタマネギを作付けする予定となっています。工事期間は令和 8 年 8 月 1 日から 10 月 31 日までです。

なお、本件に関しましては先月の地区協議会で現地の確認をしています。

報告第 3 号の届出につきましては、事務局が受理して内容並びに現地を確認の上、事務局長専決により届出者へ受理通知書を既に送付済です。

次に、議案書 8 ページをご覧ください。報告第 4 号生産緑地に係る主たる従事者の証明についてご説明いたします。生産緑地法第 10 条に規定される、生産緑地の従事者である旨の証明をするもので、申請者が故障により生産緑地での耕作が不可能となり、生産緑地の除外申請をするために必要となるものです。

2 件の申請があり、事務局において台帳から従事者であったことを確認するとともに、先日の地区協議会で担当地区委員に現地確認をしていただき、耕作が行われていたことを確認しております。よって、事務局長専決で申請者に対し、証明書をもって通知したことをご報告いたします。

次に、議案書 9 ページをご覧ください。報告第 5 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出（相続等による権利移動）についてご説明いたします。

相続等により農地の所有権が移転したことを届け出るものです。9 ページと 10 ページの 3 件の届出を受理しました。すべての届出で、記載のとおり所有権移転が行われたことを事務局において確認しております。

次に、議案書 11 ページをご覧ください。報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。
農地の貸借契約期間中において、貸付人と借受人が合意解約する際にその旨を農業委員会に通知するものです。
議案書 11 ページから 13 ページの 4 件の通知を受理しました。それぞれ双方での合意により解約することを確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの報告第 1 号から報告第 6 号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議 長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第 8、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 14 ページをご覧ください。日程第 8 議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。
14 ページの 1 件の申請があり、先日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。
申請番号 1 番は、左から 2 列目の権利のとおり有償にて所有権移転をするものです。所在地、地目、面積、対象者、面積は記載のとおりです。表中右から 2 列目の申請事由をご覧ください。申請事由は、受人が現在耕作している農地の隣地を取得し規模拡大を図るためです。
申請内容を確認し、受人が農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断できます。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。
申請番号 1 の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数などの要件を満たしていますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(なし)

議 長 特に無いようですので、議案第 1 号を採決します。本申請を原案の通り許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。
よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第 9、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての 3 件を上程します。
事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案書 15 ページをご覧ください。日程第 9 議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』ご説明いたします。
- 農地法第 5 条は、市街化調整区域内で、農地転用を行う場合に愛知県知事の許可を要するもので、本委員会では審議のうえ意見を付して、愛知県に進達いたします。
- 議案書 15 ページから 16 ページに記載の 3 件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員に現地確認をしていただいております。
- 申請内容について、権利につきましては、申請番号 1 番と 2 番が有償による所有権移転、申請番号 3 番が使用貸借です。
- 転用の用途につきましては、申請番号 1 番は、資材置き場に転用をするもので、建築需要の拡大に伴う資材置き場の拡張を行うものです。農地区分は 2 種農地です。
- 次に申請番号 2 番は駐車場に転用するもので、自宅の駐車スペースが狭小なため新たに駐車場を整備するものです。農地区分は 3 種農地です。
- 次に申請番号 3 番は、店舗兼住宅を建設するもので、こどもの成長に合わせた住宅建築とそれに伴い店舗を併設した店舗兼住宅を建築するものです。農地区分は 2 種農地です。
- 以上の 3 件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水計画などについて事務局にて確認し、農地転用許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断しています。
- 事務局 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 次に、担当地区委員より 意見をいただきたいと思います。
- 申請番号 1 番について担当地区委員どうぞ。
- 担当委員 申請地は、土地造成は無く、碎石による舗装を行います。雨水は自然浸透及び、南側の既設の側溝へ排水します。周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。
- 議長 そのほかに、ご意見などございますか。
- 次に、申請番号 2 番について担当地区委員どうぞ。
- 担当委員 申請地は整地を行います。雨水は北側の既設の側溝へ排水します。周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。
- 議長 そのほかに、ご意見などございますか。
- (なし)
- 議長 次に申請番号 3 番について担当地区委員どうぞ。
- 担当委員 申請地は、土地造成はなく、整地のみです。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理し、雨水とともに東側の水路へ排水します。周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。
- 議長 そのほかに、ご意見などございますか。
- (なし)
- 議長 特に無いようですので、議案第 2 号を採決します。
- 本申請を愛知県知事へ送付するにあたり、付すべき意見をなしと決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成です。よって、議案第 2 号は、意見なしとして愛知県知事に送付することに、決定いたしました。

- 議 長 次に、日程第 10、第 3 号農用地利用集積等 促進計画の公告について一括契約を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案書 16 ページをご覧ください。日程第 10 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。
本議案は、「農用地利用集積等促進計画」に基づき利用権を設定するものです。
議案書 16 ページの申請番号 7655 番から 19 ページの 7661 番までに記載の 7 件です。10 月 1 日開始の申請案件となっております。
各申請とも議案書に記載の契約期間、作物名、賃借料等による営農計画となっています。いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。
なお、今回の議案のうち申請番号 7655 番から 18 ページの 7659 番までが地域計画の目標地図の区域内にあるもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。
また、19 ページの申請番号 7660 番、7661 番につきましては、目標地図の区域外にあたるもので、農業委員会から農業振興基金へ利用権設定を直接要請するものとなっております。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 本申請について、ご質問、ご意見等はございませんか。
(なし)
- 議 長 特に無いようですので、議案第 3 号を採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成です。
よって、議案第 3 号は原案のとおり、意見なしで、大府市に回答することに決定いたしました。
- 議 長 最後に、日程第 11、議案第 4 号大府市青年等就農計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について（青年等就農計画）を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案書 20 ページをご覧ください。議案第 4 号大府市青年等就農計画認定要領第 5 条第 2 項の規定 による意見 について（青年等就農計画）をご説明いたします。資料は別冊議案第 4 号関係大府市青年等就農計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について（青年等就農計画）をご覧ください。
3 名から申請がありました。
始めに、別冊資料 1 ページをご覧ください。申請者は 48 歳の新規就農者で、タマネギ、スイカなどの露地野菜を生産し、農業所得も増える計画となっております。2 ページをご覧ください。作付面積は、現在は 23a ですが、令和 9 年には土地を借りて 45a に拡張し、17.7 t まで生産量を増やす計画です。以下、必要な機械等の購入、農業経営の構成、従事日数となっております。
4 ページの下段をご覧ください。これまで自分の農地で地域の先輩農家に指導を受けていました。9 ページは収支計画となっております。

次に、11 ページをご覧ください。申請者は 35 歳の新規就農予定者で、ぶどうを生産し、農業所得も増える計画となっております。12 ページをご覧ください。作付面積は、現在は 16a で 0.5 t の生産量ですが、令和 12 年には 1.6 t まで生産量を増やす計画です。以下、所有する機械のほか令和 9 年には選果場の設置を計画すること、経営管理の目標、農業経営の構成で従事日数となっております。

16 ページの中段をご覧ください。これまでは大府市内の青山農園で 2 年間研修を受けていました。21 ページは収支計画となっております。

最後に、24 ページをご覧ください。申請者は 44 歳の新規就農者で、タマネギ、キャベツの露地野菜を生産し、農業所得も増える計画となっております。25 ページをご覧ください。作付面積は、現在は 60a ですが、令和 12 年には自己所有地を利用して 150 a に拡張し、90000kg まで生産量を増やす計画です。以下、所有する機械のほか、26 ページには農業経営の構成、従事日数となっております。

27 ページの中段をご覧ください。これまで自分の家族と耕作を行っていましたが、この度申請者本人が新規就農者となるものです。32 ページは収支計画となっております。

なお、大府市と愛知県が申請者と面会し、事業支援などのアドバイスや各項目について確認をしております。いずれも認定することに支障がないものと判断されております。

簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 本申請について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

議 長 特に無いようですので、議案第 4 号を採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。 よって、議案第 4 号は原案のとおり、意見なしで、大府市に回答することに決定いたしました。

議 長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。
これをもって、第 733 回大府市農業委員会総会を閉会します。

以上

※議事参与に該当する委員については個人情報保護の観点から名称を省略しています。